

台風の接近等に伴う学童保育施設等の対応について

近年、大型で非常に強い勢力の台風が関東地方に上陸し、各所に甚大な被害をもたらしております。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、特別警報※（大雨、暴風等）が発表された場合などは、利用児童・保護者等の生命及び身体の保護のため、区内の学童保育施設等を休室とする場合があります。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、本趣旨にご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な危険が差し迫った異常な状況にある場合に、気象庁から発表されるものです。

記

1 休室対応について

次の要件をいずれも満たす場合は、区内の学童保育施設等を休室とする場合があります。

- (1) 台風の接近等に伴い、23区内で特別警報（大雨、暴風等）が発表された場合又は発表が見込まれる場合
- (2) 台風の接近等に伴い、23区内においてJR等の各鉄道事業者が計画運休を発表した場合

※その他、警報（大雨、暴風等）が発表された場合又は発表が見込まれる場合においても、台風の進路や接近時間帯により安全面に影響がある場合は、休室とする場合があります。ただし、保護者が就労の理由により保育が必要な場合は、職種を限って受入れを行う予定です。なお、休室が想定される際は、改めて、ご連絡いたします。

2 その他

休室の通知や施設の再開等については、学童お知らせメールや各施設を通じて保護者の皆様にお知らせいたしますので、学童お知らせメールへの登録をお願いいたします。また、台風の接近時等において、ご不明な点がございましたら、各学童保育施設までお問い合わせください。